① 就業状況の変化 ～M字型カーブ～

この10年間で、雇用者に占める女性の割合は、2000年の40.0%から2010年の42.6%と上昇している。また、女性の年齢階級別労働力率の推移をみると、20代後半から60代前半の年代層で労働力率が上昇しており、特に20代後半から30代前半の上昇は著しく、M字型の底は30代後半へと変化した。M字型の底の値も、58.8%から67.0%と8.2ポイント上昇した。しかし依然としてM字カーブを描いている。

女性雇用者の増加

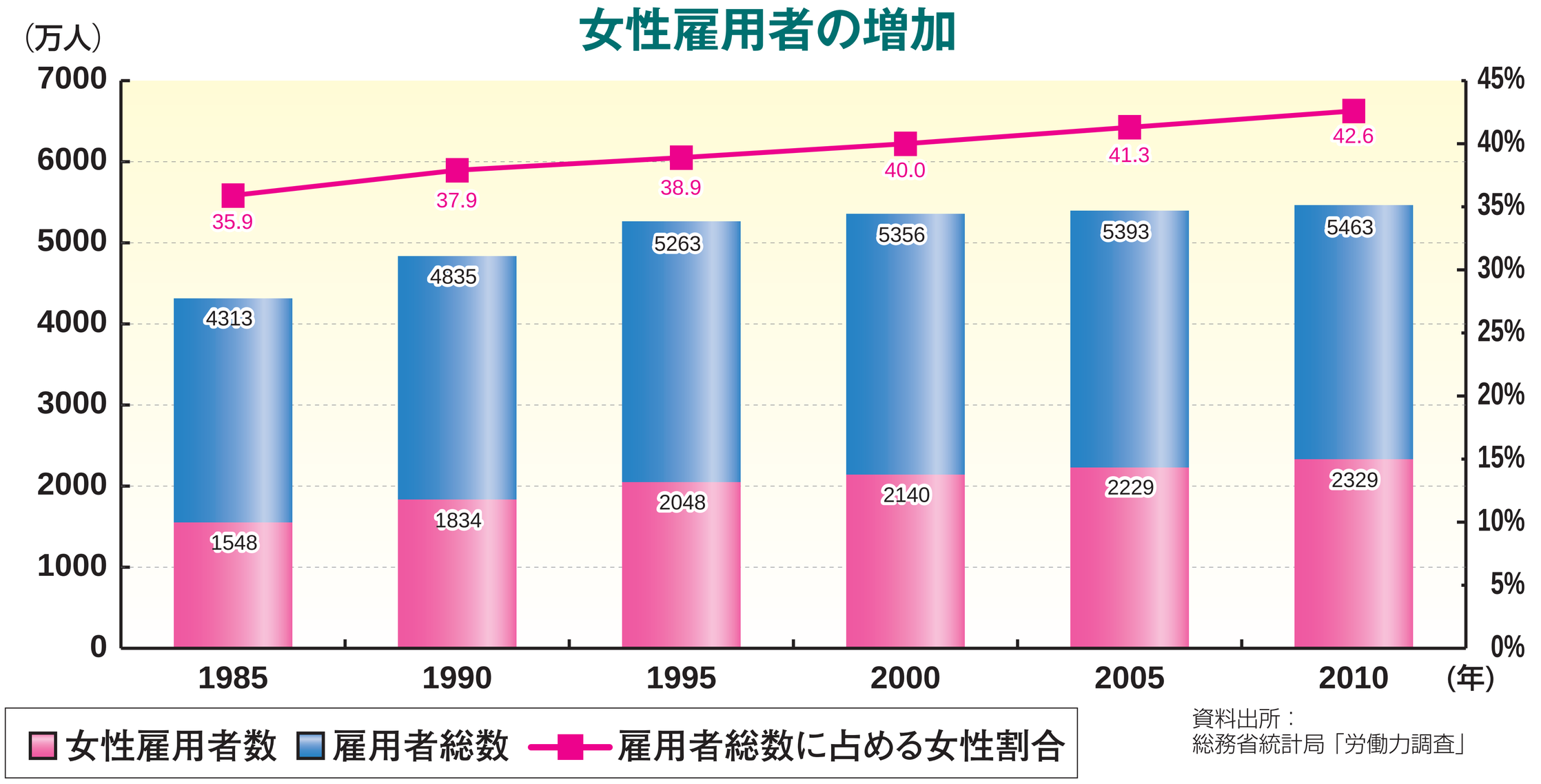

資料出所：
総務省統計局「労働力調査」

女性の年齢階級別労働力率

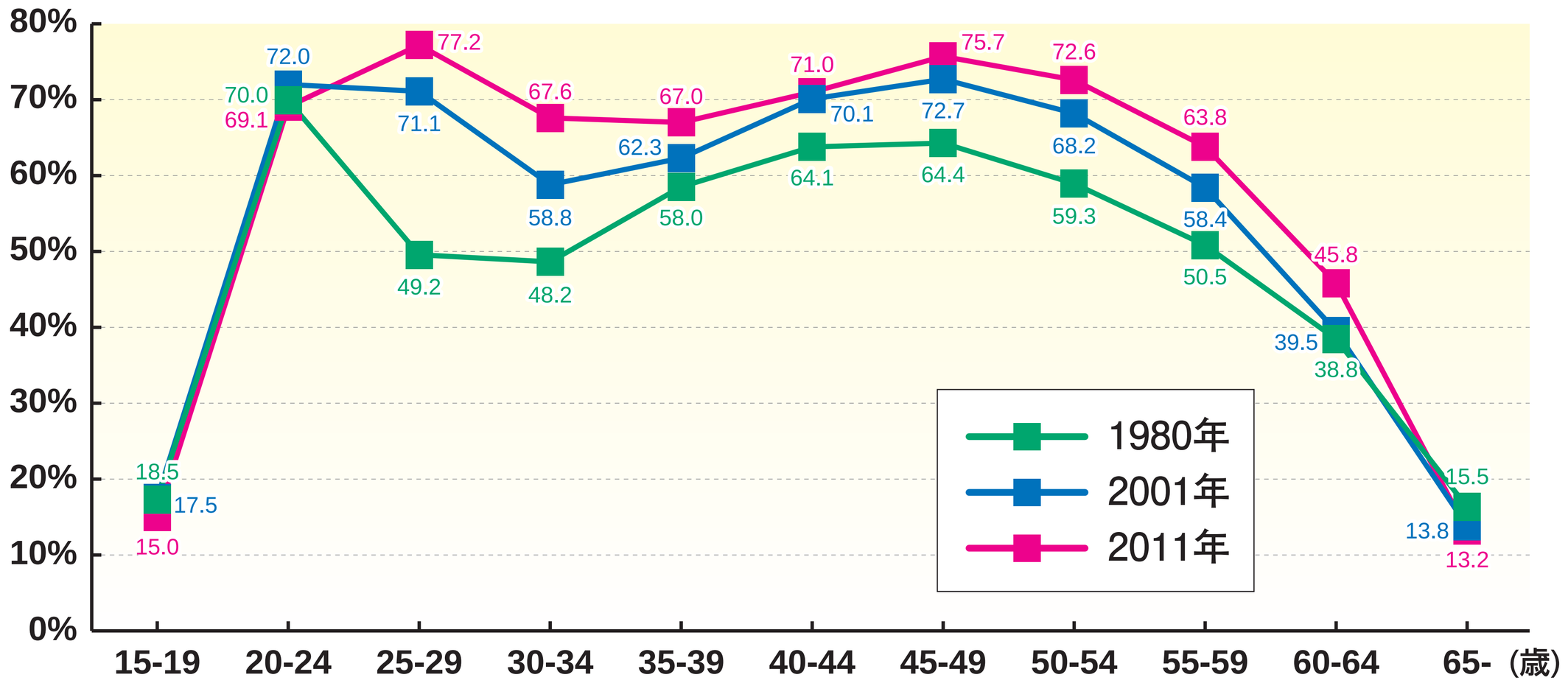

資料出所：総務省統計局「労働力調査」　※2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

⑨ 男女雇用機会均等対策 ～均等法と女性管理職～

男女雇用機会均等法が施行されて四半世紀が経過し、制度上での男女均等取扱いは定着しつつある一方、差別事案は複雑化の傾向にあり、妊娠・出産等を理由とする解雇や解雇以外の不利益取扱い、セクシュアルハラスメントに関する事案が増加している。これらを背景に、2006年には、男女双方に対する差別、間接差別、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止等を内容とする法改正が行われ、2007年4月1日より施行された。

女性管理職の割合の推移

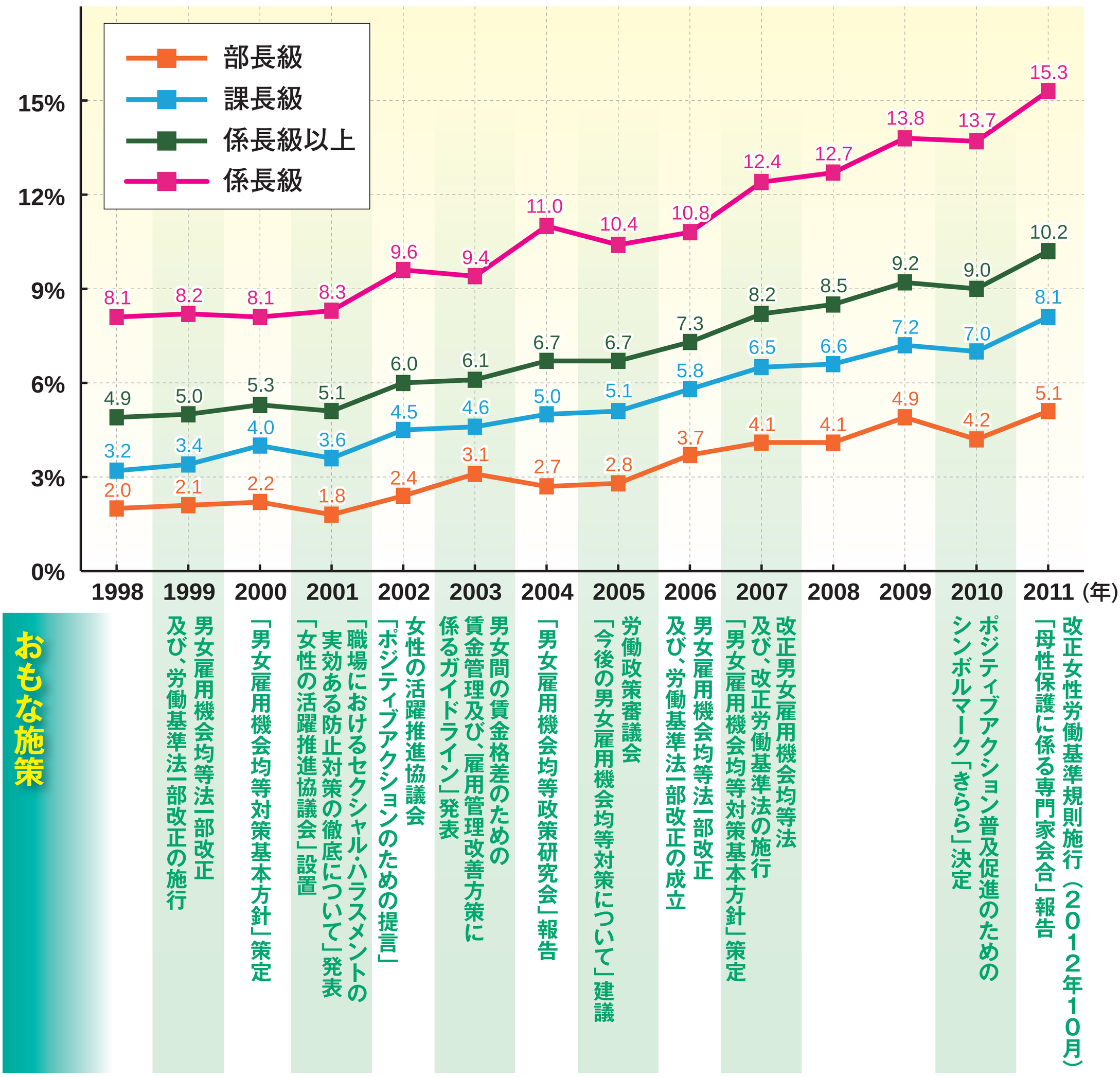

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」　※企業規模100人以上
※2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

2010年（平成22年）
実効性のあるポジティブ・アクションを
～第3次男女共同参画基本計画～

この年は、「子ども・子育てビジョン」策定、子ども手当ての創設、児童扶養手当法の一部改正、イクメン・プロジェクトの発足など、子どもに関する施策が多く動き出した年であった。少子化対策とともに、男性の育児参加の風潮が高まってきた。

第3次男女共同参画基本計画の特徴

今回の基本計画では、実効性のあるポジティブ・アクションの推進のために、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30％程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、具体的な目標数値が出された。主な成果目標は以下のとおりである。

項 目	現 状	成果目標
都道府県の地方公務員試験(上級試験)からの採用者に占める女性の割合	22.4%（2010）	30%程度（2015）
都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合	6.0%（2010）	10%程度（2015）
民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	6.2%（2010）	10%程度（2015）
市区町村の審議会等に占める女性の割合	22.8%（2010）	30%（2014）
週労働時間60時間以上の雇用者の割合	9.4%（2010）	5割減（2020）
年次有給休暇取得率	47.1%（2009）	70%（2020）

項 目	現 状	成果目標
25歳から44歳までの女性の就業率	66.5%（2010）	73%（2020）
第一子出産前後の女性の継続就業率	38%（2005）	55%（2020）
男性の育児休業取得率	1.72%（2009）	13%（2020）
地方公務員の男性の育児休業取得率	0.6%（2008）	13%（2020）
6歳の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間	1日あたり60分（2006）	1日あたり2時間30分（2020）
60歳から64歳までの就業率	57.1%（2010）	63%（2020）

2010年（平成22年）のできごと

女性をめぐる法律・制度

- 子ども手当ての創設
- 高校授業料無償化
- 子ども・子育てビジョン策定
- 改正児童扶養手当法成立（父子家庭にも支給）
- 改正育児・介護休業法施行
- 第3次男女共同参画基本計画（12月）

政治・経済・労働

- 日本年金機構発足
- イクメンプロジェクト スタート
- ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

- 改正労働基準法、改正雇用保険法施行

女性の活躍

- 最高裁判事に岡部喜代子氏任命。15裁判官中女性が2人（1人は桜井龍子氏）になるのは初めて

社会・事件

- 奈良平城京遷都1300年
- 家畜口蹄疫問題
- はやぶさ帰還
- 菅直人内閣発足
- 障害者団体向け割引郵便制度悪用事件において村木元局長が無罪

ワード

- 年越し派遣村
- 事業仕分け
- 女子会
- 無縁社会
- イクメン
- AKB48

2012年（平成24年）
震災からの復興へ向けて

震災から1年、さまざまな課題を抱えながら復興に向けてあゆみを進める一方で、原発事故後、脱原発デモなどの大規模な市民活動が起こった。

女性に多い働き方である派遣労働については「労働者派遣法」の改正が行われ、日雇い派遣の原則禁止や、派遣労働者の待遇の改善につながる内容がもりこまれている。

労働者派遣法の改正のポイント

●事業規制の強化

・日雇い派遣の原則禁止　・グループ企業内派遣の8割規制

●派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善

・無期雇用への転換推進（努力義務）
・派遣料金に占めるマージン率の情報公開の義務化
・派遣料金額を派遣労働者に明示する
・派遣契約解除の際の派遣労働者の新たな就業機会の確保

●違法派遣に対する迅速・的確な対処

・派遣先が違法派遣と知りながら受け入れている場合の労働契約については、派遣先が派遣労働者に申し込んだものとみなす
・労働者派遣事業の許可等の欠格事由を整備する

2012年（平成24年）のできごと

女性をめぐる法律・制度

・改正労働者派遣法成立
・子ども手当ての名称変更と児童手当法改正
・労働契約法改正
・国家戦略室「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く「なでしこ」大作戦」策定

政治・経済・労働

・復興庁発足
・消費税増税法案
・尖閣諸島、竹島問題
・オスプレイ配備問題

女性の活躍

・FIFA 女子最優秀選手賞に澤穂希選手が選ばれる
・大津市長に全国最年少女性市長が誕生 越直美氏（36歳）
・雑誌『世界』編集長に初の女性

社会・事件

・東京スカイツリー開業
・生活保護不正受給問題
・夜行バス事故
・ロンドンオリンピック開催
・原発問題と脱原発デモ

ワード

・脱原発デモ
・LCC
・東京スカイツリー
・ワイルドだろ～
・金環日食